

北千葉広域水道企業団週休2日制適用工事試行要領 Q&A  
(受注者・発注者用)

令和4年1月1日現在

Q1 要領第2条第1項でいう 週休2日制とは

A1 一般社会における「週休2日制」とは、2日休める週が月に1回以上あることで、4週8休については「完全週休2日制」と表しますが、本要領における「週休2日制」とは、今般の国や県の制度における文字通り週休2日（4週8休）に取り組むもうとするものであり、あくまで原則であって、その上で現場の閉鎖状況が、4週6休などの場合に補正係数で差をつける仕組みである。

Q2 要領第2条第3項でいう「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A2 次のような場合が考えられます。

- ・ 定期的又は緊急時の巡回パトロール
- ・ 災害の発生が予想される場合の予防作業  
(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害防止作業等)
- ・ 災害発生時の対応作業
- ・ コンクリートの養生等、品質を確保するうえで必要な作業
- ・ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・ 交通誘導警備 など

Q3 要領第2条第3項でいう「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」として、次のような作業は認められますか

- ・ 測量や丁張出し
- ・ 工事写真の撮影
- ・ 出来形測定
- ・ 書類作成等の事務作業

A3 認められません。

Q4 要領第3条で対象外となる「現場施工が1週間未満の工事」とは、どのような意味ですか

A4 現場における「工事本体」の作業が1週間未満（不稼働日含む）の場合には、週休2日の取り組みがあまりにも短くなってしまいうため対象外としています。

発注時点で明らかな場合は対象外としますが、契約後、受注者が工程表等を作成した時点で現場施工が1週間未満となった場合も対象外とします。

※現場閉所日をカウントする「対象期間」は準備工、後片付けを含めた期間を指し、この規定の「現場施工」とは考え方が異なりますので注意してください。

Q 5 受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください

A 5 詳細は要領をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 発注者との工事工程等共有（受注者希望型で希望しない場合には打合せ簿で協議）
2. 現場閉所予定日がわかる工程表等を打合せ簿で協議
3. 工事掲示板等に週休2日制適用工事である旨の掲示
4. 毎月履行報告書へ現場閉所日数の記載+チェックリストの提出  
（この際、現場閉所の確認用に作業日報等を提示してください）

Q 6 現場閉所する曜日の決まりはありますか

A 6 曜日指定はありません。対象期間（現場着手日から現場完成日まで）のうち4週8休相当（現場閉所率28.5%）の現場閉所に向けて取組みをしてください。

現場閉所予定日は、受発注者で協議してあらかじめ定めておいてください（要領第4条第5項）。

Q 7 降雨、降雪等による予定外の休工日は現場閉所日として認められますか

A 7 認められます。（要領第2条第4項）。

ただし、監督職員に連絡（電話やメール等も可）してください。

Q 8 作業予定日（平日等）が降雨、降雪等による予定外の休工日となった場合で、次の現場閉所予定日（土曜日等）に作業を行った場合、降雨、降雪等による休工日の振替作業日として認められますか

A 8 認められます。

Q 9 計画していた現場閉所予定日に作業をしたい場合はどうすればいいですか

A 9 事前に監督職員へ連絡し、振替現場閉所日を設定して対象期間内の4週8休が達成できるよう努力してください。（要領第4条第6項準用）

Q 10 月の後半にまとめて現場閉所を行い、月単位の現場閉所率を確保した場合、週休2日の達成と認められますか

A 10 月単位の現場閉所率が21.4%（4週6休）以上になれば週休2日制適用工事の達成と認められます。ただし、要領の趣旨を理解し、休日取得の平準化と現場閉所率28.5%（4週8休）以上が達成できるよう努めてください。

なお、この場合において現場作業日の期間が短い場合、週休2日制適用外工事となってしまう可能性がありますので注意してください。

Q11 当初提出した工程表等に変更が生じた場合にはどうすればいいですか

A11 軽微な変更については、要領第4条第6項に規定される監督職員への事前連絡で対応すれば足够了。

大幅に変更するような場合には、再度要領第4条第5項に規定される工程表等を提出していただき、それをもとに現場閉所を実施してください。

Q12 午前中作業をして、午後雨天のために現場閉所した場合、現場閉所日として認められますか

A12 認められません。要領第2条第3項のとおり、1日を通して現場閉所した場合のみ、現場閉所日として認めます。

Q13 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか

A13 土日祝日及び雨休率を考慮した工期設定で発注しているため、週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。

ただし、要領第4条第7項に規定されるような受注者の責によらない理由の場合には工期の延伸について協議してください。

Q14 対象期間が4週（28日）未満だった場合の現場閉所率はどのように考えればいいですか。

A14 対象期間内の現場閉所日数を対象期間日数で除して算出してください。

例：8日／26日×100＝30.7%

Q15 施工途中で4週6休以上の達成が不可能となった場合等はどうすればいいですか

A15 達成できなかった工事も重要なサンプルですので、原則として現場完成日までには現場閉所日のカウントを行い、監督職員への報告も継続します。

ただし、不可能となった理由が災害や一時中止等に伴うものであれば、対象期間の変更等ができますので、受発注者で協議してください。

Q16 週休2日制適用工事において、4週6休（現場閉所率21.4%）以上を達成できなかった場合、ペナルティはありますか

A16 週休2日制を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はありません。（要領第6条）

ただし発注者指定方式の場合、明らかに受注者側に週休2日の取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行う場合があります。

Q17 現場代理人及び主任(監理)技術者を兼務した場合の扱いはどうなりますか

A17 あくまでも工事単位で判断します。適用工事が現場閉所を行ってれば、兼務工事の稼働状況は関係ありません。

Q18 夜間工事における施工日はどうなりますか。

A18 着手した日を施工日として計上してください。

例：金曜日の22：00～土曜日の5：00までの夜間工事の場合  
⇒金曜日を施工日として計上する

Q19 週休2日制適用工事で、4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成できなかった場合の工事費はどうなりますか

A19 週休2日制適用工事は、4週8休（現場閉所率28.5%）以上、4週7休（現場閉所率25.0%）以上、4週6休（現場閉所率21.4%）以上の3段階の諸経費等の補正を行うこととしており、現場完成時における達成状況に合わせた補正を行います。

ただし、現場閉所が4週6休（現場閉所率21.4%）未満の場合は、週休2日制適用外工事として取扱い、諸経費等の補正は行いません。

すなわち、発注者指定型では、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の諸経費補正を行ったうえで発注しますので、達成状況によっては減額措置を行います。

受注者希望型では、週休2日制の諸経費等の補正を行わずに発注しますので、工事完成時の達成状況に応じた諸経費等の補正により増額措置を行います。